平成27年第6回(9月)川南町議会定例会会議録(最終日) 平成27年9月17日 (木曜日)

本日の会議に付した事件

平成27年9月17日 午前9時00分開会 日程第1 議案第 31号 川南町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会設置条例を定めるにつ いて 日程第2 議案第 32号 川南町特定個人情報保護条例を定めるについて 川南町尾鈴地区畜産用水管理事業の設置等に関する条例を定め 議案第 33号 日程第3 るについて 日程第4 議案第34号 川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計設置条例を定めるに ついて 日程第5 議案第 35号 川南町尾鈴地区畜産用水管理事業給水条例を定めるについて 議案第 39号 尾鈴地区畜産用水管理事業の事務の受託について 日程第6 川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について 日程第7 議案第 36号 議案第 37号 川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 日程第8 条例の一部改正について 日程第9 議案第 38号 川南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部改正について 平成27年度川南町一般会計補正予算(第2号) 日程第10 議案第 40号 議案第 41号 平成27年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) 日程第11 日程第12 議案第 42号 平成27年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) 平成27年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第2号) 日程第13 議案第 43号 議案第 44号 平成27年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号) 日程第14 日程第15 議案第 45号 平成27年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号) 日程第16 議案第 46号 平成27年度川南町水道事業会計補正予算(第1号) 日程第17 認定第 1号 平成26年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について 日程第18 認定第 2号 平成26年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について 日程第19 認定第 3号 平成26年度川南町水道事業会計決算認定について 日程第20 請願第 2号 TPP交渉に関する請願

日程第21 請願第 3号 米価暴落対策の意見書を求める請願 日程第22 請願第 4号 川内原発再稼働について公開住民説明会を求める請願書 追加日程 発議第 3号 TPP交渉に関する意見書について 第1 追加日程 発議第 4号 米価暴落対策を求める意見書について 第2 日程第23 議員派遣の件について 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について 日程第24 日程第25 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員(13名)

1番 蓑原 敏朗 君 2番 中村 昭人 君 3番 児玉 助壽 4番 内藤 逸子 君 君 5番 税 田 榮 6番 福岡 仲 次 君 君 7番 三原 明美 君 8番 河野 浩一 君 光 政 君 9番 安藤 洋之 君 10番 林 11番 竹 本 修 12番 德弘 美津子 君 君

13番 川 上 昇 君

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉田 喜久吉 君 書記 河野 英樹 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日髙	召彦	君	副町長	清 藤	荘 八	君
教育長	木 村	誠	君	会計管理者· 会計課長	橋 本	正夫	君
総務課長	押川	髮 光	君	まちづくり課長	永 友	尚 登	君
産業推進課長	山 本	博	君	農地課長	新倉	好 雄	君
建設課長	村井 作	変 文	君	環境水道課長	大 山	幸 男	君
町民健康課長	三角 ‡	専 志	君	教育課長	* 田	政彦	君
福祉課長	篠 原	浩	君	税務課長	杉尾	英 敏	君
代表監査委員	谷村 裕	3 =	君				

午前9時00分開会

○議長(川上 昇君) おはようございます。これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。 しばらく休憩します。 全員、議員控え室に移動願います。

午前9時01分休憩

午前11時00分開会

○議長(川上 昇君) 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第1、議案第31号川南町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会設置条例を定めるについて、日程第2、議案第32号川南町特定個人情報保護条例を定めるについて、日程第3、議案第33号川南町尾鈴地区畜産用水管理事業の設置等に関する条例を定めるについて、日程第4、議案第34号川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計設置条例を定めるについて、日程第5、議案第35号川南町尾鈴地区畜産用水管理事業給水条例を定めるについて、日程第6、議案第39号尾鈴地区畜産用水管理事業の事務の受託について、日程第7、議案第36号川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について、日程第8、議案第37号川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第9、議案第38号川南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、以上、9議案を一括議題とします。

本9議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

〇総務厚生常任委員長(税田 榮君) 総務厚生常任委員会に付託されました議案について、関係課職員の出席を求め説明を受け慎重に審査しました。その経過と結果について御報告申し上げます。議案第 31 号、川南町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会設置条例を定めるについては、全員賛成で可決であります。この条例は、町長の諮問に応じて審議し、その結果を答申するもので、人口ビジョンや総合戦略の策定、検証です。組織としては委員15 名以内で、町長の任命になります。町議会、産業団体、教育機関、官公庁、金融機関、学識経験者等総合戦略に策定に必要と認める団体から推薦のあった者と公募により選出された者です。審査において自紙諮問か策定による諮問なのか、また委員は宛て職じゃないか、との意見がありました。また、公募のやり方についてと公募に応じる人がいるか、公募に多数の人が応じたらどう選ぶのか、官公庁とはどこを指すのか、等の意見も出ました。この条例は公布の日から施行です。議案第 32 号、川南町特定個人情報保護条例を定めるについては、全員賛成で可決です。この条例は、平成 25 年法律第 27 号、いわゆる国民マイナンバー制によるもので、地方公共団体は保有する特定個人情報の保護に必要な措置を講ずることが義務付けされていることから、この条例を定めるものです。特定個人情報とは、マイナ

ンバー制度に係る個人番号がその内容に含む個人情報であることから、個人の権利、利益侵害の危険性が高いため、提供に関し制限する。そして本人関与の強化を規定したものです。審査の中で、個人番号カード交付、電子証明書発行通知書、照会書の様式、通知カード、個人番号カード交付申請の様式と、高齢者等には難題と思われるので、相談窓口を設置して、優しく説明をした方がいいのではないか、そして情報が漏れないように職員教育が大切ではないか、の意見がありました。この条例は平成27年10月5日から施行されます。議案第36号、川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正については、全員賛成で可決です。この条例は、マイナンバー制度導入に伴い個人番号、通知カード及び個人番号カードを紛失等した場合の再交付手数料をとるもので、新たに追加するものです。通知カードの再交付は一枚につき500円、個人カードは800円です。議案第37号、川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、全員賛成で可決です。この条例の一部改正は、乳児4人以上入所の保育所では、今までの保健師または看護師に加え、准看護師についても一人に限り保育士とみなすことができるようになったため改正するものです。以上、報告します。

〇議長(川上 昇君) 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

〇文教産業常任委員長(内藤 逸子君) 文教産業常任委員会に付託されました議案第33号、 34 号、35 号、38 号、39 号、40 号、42 号、43 号、46 号について、審査の経過と結果について 報告致します。所管課職員の出席を求め、委員全員出席のもと慎重に審査しました。全議案全 員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。議案第33号~35号及び第39号は、川 南町尾鈴地区畜産用水管理事業の設置等に関する条例を定めるもので、平成 28 年度から国営関 連県営事業の完了予定の平成 35 年度まで、畑かん用水の暫定的水利用として、畜産用水に使用 する尾鈴地区畜産用水管理事業の執行のために必要な条例の制定を行うものです。議案第 33 号 は、尾鈴地区畜産用水管理事業実施の根拠となる設置についてと、事業の給水区域、対象者に ついての規定です。議案第34号は、尾鈴地区畜産用水管理事業の円滑な運営と経理の適正化を 図るために特別会計を設置するため条例を定めるものです。議案第35号は、尾鈴地区畜産用水 管理事業の給水料金及び給水装置工事の費用負担、給水の供給条件並びに給水の適正を保持す るために必要な事項を定めるものです。議案第 39 号は、尾鈴地区畜産用水管理事業を平成 28 年度から取組むため、経済性を考慮し、事務の効率化を図るため高鍋町から事務の委託を受け、 本事業を実施するものです。国営尾鈴水利事業が平成 25 年度で完了し、現在尾鈴農業水利事業 で建設したパイプラインから、各ほ場に水を運ぶための末端支線等の工事を県営事業で実施し ています。この県営事業は、平成35年度末、完了を予定していますが、事業が完了するまでの 間、使用余剰水を農業振興策として有効利用するため、暫定的に畜産用水に対して使用できる よう、許可申請のため条例の制定が必要なための提案です。

質疑にはいり、アンケート実施についてどのように行ったのかの問いには、平成 25 年から 26 年にかけて、対象者 73 件中、川南・高鍋で 28 件は必要なしで除いた。都農町は 25 年度か

ら調査したが対象者がいなかったので除いた。45 件で実施。8年間でのメリットがある方 45 件から意思確認のアンケートだったとの説明です。また、畜産農家が利用したいとの場合はとの問いに、受益地をもたない畜産農家の利用は、土地を借りるか購入して組合員となれば問題はないとの説明でした。

用水利用の考え方は町水道と同じ考え方で良いのか。との質問では、本管があってメーターがあり、メーターから先は設置者の自由であるが、費用は本人負担で水道と同じとの説明でした。水道水より安いので畜産農家にとっては効率が期待される。井戸があるのか。水道は設置されているのか確認するとのことです。35 年以降はどうなる予定かの質問では、事業が終わったら撤去を設置者負担でしてもらうとの説明です。メーターの検針、料金の集金事業は委託予定との説明です。

質疑をうちきり、討論なし、慎重審議審査の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。議案第 38 号川南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、児童クラブに受け入れる児童の学年を引き上げたこと、児童の登録数が増えたことで、当初予定していた受入れ施設や部屋が条例で定める専用区画の面積を確保することが難しい現状から、十分な面積の確保ができるように、また1児童クラブの人数がおおむね 40 人以下とできるように経過措置を追加するものです。

質疑にはいり、川南小の現状はとの問いに、登録は 90 人で全員が毎日来ているわけではない。 3分の2位が来ている。指導員は 40 人に一人だが部屋毎に1人、2人雇用している。資格要件 はある。宮崎へ研修に行っている。指導員の確保はぎりぎり、子どもの居場所作りである。宿 題をさせたり遊ばせたり、グランド等使っている。保険適用されている。料金は月 3,000 円、 夏季 4,000 円、春秋は 3,700 円、未納がある。相談しながらやっているが、長期未納のときは 断ることもできるとのことでした。質疑をうちきり、討論なし、慎重審議審査の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長(川上 昇君) 以上で、委員長報告を終ります。これから、委員長報告に対する 質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで質疑を終わります。念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。 議案第31号川南町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会設置条例を定めるについて討論を 行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。これから議案第31号について採決します。 お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議 ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。従って、議案第31号、川南町まち・ひと・しごと創生総合戦略審

議会設置条例を定めるについては、委員長報告のとおり可決されました。

議案第32号、川南町特定個人情報保護条例を定めるについて討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終ります。これから議案第32号について、採決しま す。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異 議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。従って、議案第32号川南町特定個人情報保護条例を定めるについては、委員長報告のとおり可決されました。

議案第33号、川南町尾鈴地区畜産用水管理事業の設置等に関する条例を定めるについて 討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〇議員(児玉 助壽君) 議案第 33 号、川南町尾鈴地区畜産用水管理事業の設置等に関す る条例を定めるについて、単体の立場で討論いたします。その理由についてでありますが、 本議案及び関係議案 34 号、35 号、39 号は、畑地かんがいにより、作物を安定的に生産し、 農業経営の安定化を図ることを目的とした、土地改良法の規定で定める、作物規制をなし崩 しにするものであり、本来の目的である畑地かんがい用水を目的外に畜産用水に暫定的利用 させようとするものでありますが、議案第 33 号中第2条3項において畜産用水事業を利用 できる者は尾鈴土地改良区連合の組合員に限るとあるが、1項で給水区域は川南町及び高鍋 町の国営尾鈴農業水利事業の受益地内とするとし、尾鈴土地改良区連合の一員であり土地改 良財産に負担金を拠出し財産権を有している都農町の受益地を排除しており、公平性が損な われています。また、現在、本案件に関する係争中の事件において、畑地かんがい用水事業 費の受益者負担分を町が全額負担している事実について、農業の振興のため公益性があると 主張する点や、開閉栓方式に伴う閉栓者を受益者と見なさない町の言い分からすると受益地 域を線引きすることや尾鈴土地改良区連合の組合員に限定することは不条理であります。な ぜなら、負担のない特別な権利は発生しないからであります。以上の理由を述べ、本案件及 び関係案件全てに反対し、皆様の賛同を求めて討論を終わります。

○議長(川上 昇君) ほかに討論はありませんか。これで討論を終ります。これから議案第33号について、採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

起立多数であります。従って、議案第33号、川南町尾鈴地区畜産用水管理事業の設置等 に関する条例を定めるについては、委員長報告のとおり可決されました。

議案第34号、川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計設置条例を定めるについて討論 を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。 これで討論を終ります。これから議案第34号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。起立多数であります。従って、議案第34号川南町尾鈴地区畜産用水管理事業の設置等に関する条例を定めるについては、委員長報告のとおり可決されました。

議案第35号川南町尾鈴地区畜産用水管理事業給水条例を定めるについて討論を行います。 討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終ります。これから議案第35号について、採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。起立多数であります。従って、議案第35号川南町尾鈴地区畜産用水管理事業給水条例を定めるについては、委員長報告のとおり可決されました。

議案第39号、尾鈴地区畜産用水管理事業の事務の受託について討論を行います。討論は ありませんか。

[「なし」という声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終ります。これから議案第39号について採決します。 この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決 定することに、賛成の方は、起立願います。起立多数であります。

従って、議案第39号、川南町尾鈴地区畜産用水管理事業給水条例を定めるについては、委員長報告のとおり可決されました。

議案第36号川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について討論を行います。討論 はありませんか。

[「なし」という声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終ります。これから議案第36号について、採決します。 お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。 [「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。従って、議案第36号川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第37号、川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 改正について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終ります。これから議案第37号について、採決します。 お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議 ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。従って、議案第37号川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第38号、川南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。これから議案第38号について、採決します。 お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議 ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。従って、議案第38号川南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第40号平成27年度川南町一般会計補正予算(第2号)、日程第11、議案第41号平成27年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、日程第12、議案第42号、平成27年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、日程第13、議案第43号、平成27年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第2号)、日程第14、議案第44号平成27年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)、日程第15、議案第45号平成27年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号)、日程第16、議案第46号平成27年度川南町水道事業会計補正予算(第1号)、以上7議案を一括議題とします。

本7議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

〇総務厚生常任委員長(税田 榮君) それでは、議案第 40 号、平成 27 年度川南町一般会計補正予算(第2号)については、全員賛成で可決です。この補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ6億5809万1000円を追加して、総額を78億1503万2000円とするものです。付託された各課の内容を慎重に審査いたしました。各課の主なことについて報告いたします。まちづくり課では、平成27年3月31日付在籍10年以上で退職した消防団員30名の退職功労金541万円の計上と、消防機庫の新築2件、改修工事1件で、3775万円の予算計上がありました。第1分団第4部の新築については、現地調査を行い委員全員が場所等について納得でした。定住促進事業は、平成25年と26年で移住件数が68件であった。平成27年は、今のところ19件の申請がある。負担金補助及び交付金として1450万円の計上は、持ち家取得助成として今回50万円の25件、40歳以下の加算助成10万円の20件分を追加した金額です。また、通称青パトのパトロール実施者運転できる者は、241名おられるとのことです。税務課の主なものは、事業賦課徴収費の委託料634万5000円ですが、その内容は、①いわゆる番号法対応のための国税連携システム更新委託料21万6000円。これ

は、平成 28 年1月1日以降、事業所から提出される報告書にマイナンバーが記載されるこ とから、それに対応するものです。②土地評価事務取扱要領作成委託料 52 万 8000 円。こ れは、固定資産税における土地の評価は、登記地目ではなく現況で行うこととされているが、 最近の土地利用の多様化により、より客観的な地目認定が求められている。この認定を行う あたり、担当者によるばらつきをなくし、かつ、根拠を明確にして行政としての説明責任を 果たすために有資格者による基準書の作成を行うものです。③用途・状況地区区分及び標準 宅地見直し業務委託 176 万 3000 円。現状は、町内をおおまかな区域に分けてその単位で評 価を行っているが、土地が持つ個性(場所や形状など)を反映させるようなニーズが高くな っており、時代に見合った見直しを行うものです。④地目照合業務委託料 383 万 8000 円。 これは、昨年度宮崎県から入手した航空写真と現在課税している現地地目データを照合し、 現況地目の判読を行うものです。新しい航空写真データを利用することで、町内全域で現地 確認を行うよりも安価に行える。以上、4つの委託料です。課税は平等に課せられるように との意見があり説明を受けたものです。町民健康課の主なものは、マイナンバー制度におけ る個人カード発行業務関連です。住基ネット統合端末用タッチパネルと小型カードプリン ター購入 88 万 1000 円と、通知カードや個人番号カード関連業務の委任に係る交付 581 万 8000 円です。福祉課での歳出は、窓口事務補助の臨時職員一名分賃金 75 万 3000 円、中央 保育所の1歳未満児の増加に伴う臨時職員―名分賃金 87 万円です。総務課の主なものは、 地方交付税 2 億 5355 万円を補正して 26 億 5309 万 1000 円とするものです。また寄付金に ついては、1億6400万円を補正して、3億1400万円とするものです。歳出では財政調整 基金積立が3億3076万9000円、町債管理基金積立金が300万円。ふるさと振興基金が 8996 万円となります。以上で、議案第 41 号、平成 27 年度川南町一般会計補正予算(第 2号)の報告を終わります。

議案第 41 号、平成 27 年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)については、全員賛成で可決です。この補正予算は、歳入歳出それぞれ 5788 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 30 億 8720 万 8000 円とするものです。歳入は国庫支出金療養給付費交付金、前期高齢者交付金を減額し、繰越金を1億 4089 万 7000 円にするものです。歳出は後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、保険事業費、基金積立金、諸支出金を増額し、介護納付金を減額するものです。それにより基金積立金は3億 2397 万 7000 円となります。

議案第 44 号、平成 27 年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)については、全員賛成で可決です。歳入歳出それぞれ 41 万 5000 円を追加し、歳入歳出の総額を487万 7000 円とするものです。別に意見もなく可決です。

議案第 45 号、平成 27 年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号)については、全員賛成で可決です。この議案は、歳入歳出にそれぞれ 2692 万 6000 円を追加してその総額を歳入歳出 14 億 7737 万 3000 円とするものです。歳入の主なものは繰越金を補正前の額に 2442 万 9000 円増額して 2443 万円とするものです。歳出では介護保険準備積立基金に

459 万円、償還金に 1160 万 7000 円、一般会計繰出し金 1072 万 9000 円を計上するものです。基金積立金は 2088 万 9000 円です。以上、報告します。

〇議長(川上 昇君) 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

〇文教産業常任委員長(内藤 逸子君) 議案第 40 号、平成 27 年度川南町一般会計補正予 算(第2号)歳入歳出予算の総額に、それぞれ6億5809万1000円を追加し、予算の総額を78 億 1503 万 2000 円とするものです。特に補正予算の文教産業常任委員会関係のもののなかで主 なものは、口蹄疫埋却地(口蹄疫埋却地再生整備工事8か所分1000万円)と国の事業を活用し、 森林整備加速化・林業再生事業(1400 万円)が日の出地区に計画されている山下商事が行う 「おが粉工場計画地」に現地調査を行いました。埋却地については、口蹄疫の最初の埋却地と なったところを調査しましたが、まだ陥没がありますので、新たに土を加えて整備すれば回復 が早いのではないかの質問には、埋却地での土のみでの再生整備なので、持込むことは認めら れていないとの説明です。事業が終わったからこれで終わりではなく、今後も見守って陥没が あれば、国への整備要望をおこなってほしいとの意見がありました。また「おが粉工場」につ いての説明は、畜産関係者が県へ「おがこ不足と値上がり」について要望していたことと、山 下商事は「なんとか助けたい」との思いが合致して今回の提案に至ったとの説明です。近隣へ の理解を求めること、音や粉塵の影響はないのかの問いに広いこと、低騒音なので大丈夫との 返事です。おが粉の価格について 2,500 円での提供との説明ですが児湯郡内の畜産農家へ提供 できるだけの量の確保は保障されないとの説明です。自分で運ぶことが条件との説明に「運び 賃」が別にかかれば安いとはいえないのではとの問いに、原則自分で運ぶことが条件とのこと です。文教産業常任委員会として、環境に配慮してほしいこと。近所へ説明をしてほしいこと。 料金を安くすること、自分たちだけで廻しては困る。公平にすることを町議会として見守って いくことを意見として付しておきます。

商工費のなかの1億1500万円は、ふるさと納税に関連して特産品PR事業に使うものです。順調にふるさと納税は伸びているとの説明です。教育費については、小学校費の学校管理費、東小学校の屋内運動場防水工事請負費300万円が主なものです。保健体育総務費90万9000円は第3回を迎える「ロードレース大会inかわみなみ」の開会式会場用及び着替え用テント並びに簡易トイレの仮設費用が計上されています。川南町民の健康増進を目的として天候に左右されないロードレース大会を11月8日に計画しているとの説明です。質疑をうちきり、討論なし、慎重審議審査の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第 42 号、平成 27 年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)歳入歳出それぞれ 80 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2917 万 8000 円とするものです。80 万円は浄化センター等の機器等修繕費が不足するため増額するためのものです。審査の結果、討論はなく、原案のとおり全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第 43 号、平成 27 年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)については、歳入歳出それぞれ 55 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 億 1631 万 8000 円とするものです。

歳入では、繰越金に 529 万 9000 円を計上し、一般会計繰入金 474 万 9000 円を減額するものです。 歳出では、下水道事業費に 55 万円を増額するもので、これは新橋地区に下水道管の布設工事を行うものです。審査の結果、討論はなく、原案のとおり全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第 46 号、平成 27 年度川南町水道事業会計補正予算(第 1 号)については、収益的収入の営業収益 33 万 5000 円の計上はその他収益の他会計負担金で消火栓修繕1件分の計上によるものです。特別利益 682 万 6000 円の計上は退職給付引当金減額分です。収益的支出の営業費用 183 万 5000 円の減額は、送配水及び給水費の修繕費 250 万円の追加と、人事異動により職員給与費補正分 433 万 5000 円を減額するものです。審査の結果、討論はなし、原案のとおり全員賛成で可決すべきものと決定しました。文教産業常任委員会の所管する項目についての報告を終わります。

〇議長(川上 昇君) 以上で、委員長報告を終ります。これから、委員長報告に対する 質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」という声あり]

質疑なしと認めます。ほかに質疑はありませんか。これで質疑を終ります。

念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第40号平成27年度川南町一般会計補正予算(第2号)について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〇議員(児玉 助壽君) 議案第 40 号、平成 27 年度川南町一般会計補正予算(第2号) について反対の立場で討論いたします。その理由について、農林水産業費において、森林整 備加速化、林業再生事業補助金 1400 万円が提案されていますが、この事業主体業者は、町 が地方自治法第 238 条、同第 244 条、川南町農村公園条例等に違反し、細農村公園を8か 月間目的外使用させた上に、使用料を無償免除し、特別の利益を供与した業者であります。 にもかかわらず、今回、町は本事業の事業申請を行い、業者の利益追求に肩入れしています。 さらに、関係企業グループ森林発電事業に対し優遇措置を講じており、特定業者への重ね重 ねの利益付与は、住民より業者との癒着のそしりを受けるものであり、厳に慎むべきであり ます。おが粉の供給不足は、口蹄疫発生以前に比較し、畜産農家、飼養頭数等増加しておら ず、おが粉の需要増に伴うものではないことは明確であり、近年の森林発電事業の操業に伴 い、本事業と原料が競合する、燃料木材の急激な需要の伸びが原因と思われます。その燃料 確保のために、近年、雨水の涵養保水、治山治水、地球温暖化防止の CO2 削減等、国土保 全の役割を担ってきた、森林の乱伐が問題視されていることは、周知の事実であり、本事業 と原料が競合しており、更なる森林破壊が危惧される。両刃の刃であることからして、森林 環境を考慮し、業者選定を含め慎重に決定すべきであります。従って本案件 1400 万円を減 額修正し、再議に付すことを求めて、原案に反対するものであり、皆様の賛同を求めて討論 を終わります。

○議長(川上 昇君) ほかに討論はありませんか。これで討論を終ります。

これから議案40号について、採決します。この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。起立多数であります。

従って、議案第40号平成27年度川南町一般会計補正予算(第2号)については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第41号、平成27年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について 討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第41号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、 即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。従って、議案第41号平成27年度川南町国民健康保険事業特別会計補 正予算(第1号)については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第42号、平成27年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について 討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終ります。これから議案第42号について、採決します。 お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議 ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。従って、議案第42号平成27年度川南町漁業集落排水事業特別会計 補正予算(第2号)については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第43号、平成27年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について討論を 行います。討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終ります。これから議案第43号について、採決します。 お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することにご異議あ りませんか。

[「異議なし」という声あり]

従って、議案第43号平成27年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第44号、平成27年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終ります。これから議案第44号について、採決します。 お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することにご異議あ りませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。従って、議案第44号平成27年度川南町介護認定審査会特別会計補正 予算(第1号)については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第45号、平成27年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号)について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終ります。これから議案第45号について、採決しま す。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異 議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。従って、議案第45号平成27年度川南町介護保険特別会計補正予算 (第1号) については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第46号、平成27年度川南町水道事業会計補正予算(第1号)について討論を行いま す。討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終ります。これから議案第46号について、採決します。 お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議 ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第46号平成27年度川南町水道事業会計補正予算(第1号)については、委員長報告のとおり可決されました。

午前11時52分休憩

午後1時00分開会

○議長(川上 昇君) 会議を再開します。日程第17、認定第1号平成26年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第18、認定第2号平成26年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について、日程第19、認定第3号平成26年度川南町水道事業会計決算認定について、以上3案件を一括議題とします。

本3案件は、一般会計決算審査特別委員会並びに特別会計等・水道事業会計決算審査特別 委員会に、それぞれ付託されておりましたので、各特別委員長の報告を求めます。 まず、一般会計決算審査特別委員長の報告を求めます。

〇一般会計決算審査特別委員長(德弘 美津子君) 認定第1号平成26年度川南町一般会計 歳入歳出決算認定での特別委員会について報告いたします。課長以下関係所管の職員の出席 を求め、各課それぞれの歳入、歳出の説明を受け、質疑を実施し審査いたしました。結果は、 全員賛成で認定と決定しました。以下、意見等も含めて経過報告いたします。数値などにつ いては監査員意見書や決算成果表に記載されています。

総務課について歳入では全体的予算で昨年度比18.5%伸び前年度13億4841万9194円増で主なものは県支出金の森林発電所3億5000万円と寄付金ふるさと納税約1億7千万円。尾鈴土地改良基金取り崩し6億1707万3000円によるもの。また地方消費税交付金では約3300万円の増。率にして22.6%増で有ります。地方交付税については3.9%減の昨年度比1億955万1000円の減になっています。地方交付税の減額は国も予算がない所から、不足については町に臨時財政対策債(今年度2億円)で起債させて後年度で地方交付税措置されますが、出来るだけ節約しながら地方交付税をカットされる懸念も将来的に不安もあるのでむやみに臨時財政対策債を起債出来ない、また地方交付税については行革や地方創生の取り組みなどにシフトし頑張る自治体にたいして措置されるのではないか?とのことでした。ふるさと納税については平成26年度はお返しでの支出は6700万円を一般会計から支出しふるさと納税1億6166万2000円はほとんどをふるさと振興基金に積立てましたが平成27年度のふるさと納税は3億円の予想になることでお返しを一般財源(財調)からねん出するのも厳しい事から今年度はふるさと納税の中でお返しをねん出し残りを基金に積みます。2年度合わせ3億円くらいの基金になるので今年度から有効に使いたいとのことです。件数については県外1万1192件1億6694万4000円、町内を含む県内は107件267万7000円となっています。

会計課です。JA窓口手数料100万円は庁舎会計課のJAの窓口業務でありますが、支払いは逆ではないかとの意見がありましたが、実際は窓口収納の入札に参加しない金融機関もあり人件費も合わない。JA職員が帰社してからの作業も膨大であり預かった資金運用が出来ない時代でありこの100万円は妥当と考えます。銀行窓口の取り扱い手数料は1件当たり今年度より30円となり平成24年度10円から3年かけて30円に引き上げてます。ちなみに税務課の方になりますがコンビニ収納手数料は1件当たり59円、口座引き落とし手数料は10円となっています。ATMコーナーも置いておくだけで約500万円かかると言われ費用対効果を考えて金融機関も撤退しています。預金利子14万6091円は基金での利子です。資金運用については年に2回ほど研修を受けてますが相当な知識と潤沢な基金がないとなかなか出来ないとのことです。税務課の町税については全体調定額15億9890万895円となり収入済額は14億6128万6857円となり前年より4522万9121円増加となっております。収納率は91.39%前年より1.26%増加しております。現年度としての調定額は14億6692万9095円となり収入済額は14億4180万5406円で前年度より4812万9248円増加しており現年度調定額での収納率は98.29%となって0.4%増となっております。

税の徴収については基本現年度の徴収を行いながら過年度の徴収を行うことで現年度調定額での収入未済を抑える税の徴収をおこなっています。固定資産税については調定額7億9064万9156円に対し収入済額は7億1654万3257円で前年度より3228万4269円増加しています。固定資産税について平成26年度は町内での太陽光発電が稼働されてます。太陽光発電の課税については国からの「10kw以上で継続的(自家消費を除く売電を目的とするもの)に売電を行っているもの」については償却資産の申告が必要とのことであり、その申告とあわせ、現況主義の観点から実態調査により評価をし課税をしております。まず償却資産(いわゆるパネル)では26件で課税標準額約14億6200万円税額では約2040万円、土地に関しては宅地評価額の5割での評価となり10件(58筆)課税標準額約1億9900万円税額では約280万円となっています。合計での税額は約2320万円となっております。パネル設置と土地の件数が合わないものについては倉庫など建物上にある太陽光発電については土地の課税がないとなります。夜間納税(午後8時まで)については平成26年度まで取り組んでおりましたが夜間収納の実績としては1日に2人とか0人もあり、最近のコンビニ収納(平成20年から)も可能になってきたことから今年は行っていないとのことであります。滞納者についての各課の連携(保育料など)は平成26年度より対象者を絞って税務課で移管している部分もあります。

町民健康課です。国保特別会計でも審査されたと思いますが一般会計から国保会計への 繰出し金1億9293万7659円のうち国保保険税軽減世帯に対する保険基盤安定負担金について は(軽減世帯人数に応じた負担金になりますが)国が4分の2、金額では1105万205円県が 4分の1金額では552万5102円となってます。また負担軽減世帯への軽減された金額に対す るものは県が4分の3、8237万3591円となっております。各各残りについては町の持ち出し となってます。平成30年には国保も県が保険者となる広域化が決定していますが、保険税な どは各自治体で決定することになるようですが詳細については今後煮詰めていくようです。

福祉課です。保育料の収入未済額については児童手当を支払うときに口座振り込みにせずに現金を取りに来てもらって滞納している保育料を徴収しています。川南町内の母子家庭としては児童扶養手当の受給者としての把握で母子家庭で207件、父子家庭42件、養育者4件で計253件となっています。

まちづくり課です。都市部PR事業では都会の方が安全な場所を求めており、このようなPR事業に出会することが重要であると考えています。持家取得助成事業では49件となり内若者夫婦加算22件です。その内町内在住者30件、町外19件となっています。建設業者においては町内業者19件、町外業者30件となっています。

産業推進課です。ふるさと納税の返礼品については事業者ごとでの発注数について質疑がありましたが、各事業者ごとの明細は公表できないとなっており、大まかに言えば肉類が多く選ばれているとのことです。埋却地再生事業については再々整備も出てきており、この事業は平成27年度で終了しますが、今後も農家の要望には対応して国にたいしても要望していく予定です。

農地課です。県営土地改良事業分担金765,963円は43か所の給水栓と散水施設7か所の分担金です。国営尾鈴土地改良事業負担金6億2495万円は町負担金として基金を取り崩し支払うもので残り約104万円については平成27年度に清算する予定です。畑かん事業について給水栓は平成26年度まで1,288基設置、給水栓を開栓しているのが565基となっています。契約件数は川南町182戸(面積では142.93ha)、都農町が26戸(面積20.45ha)です。尾鈴土地改良区等に対しての補助金は国営事業・県営事業の維持管理の委託をうけて土地改良区が管理することに対して国・県・町で補助するもので事務費や電気料等実績に基づくものを支払っています。農地基盤整備促進事業については1500万円となっていますが、今年度当初予算で計上しており農家も希望が多い状況でしたが、今年度に入りその事業は凍結しており、今後、農地管理中間機構での事業になるのではないか、と説明がありました。

建設課です。トロントロンバスについては当日予約要望が多く地域公共交通会議で議案で上がりますがタクシー業界の反対にあい進められない状況で、今回高校生に限ってはどうかと聞いていますが「今後継続的に協議します」と結果待ちだが厳しい状況です。元々オンデマンドの予約制度自体がタクシー業界から受けいれらていないと考えられてます。一方でトロントロンバスでタクシー業界で客が激減した声はないと認識されています。タクシー利用者は固定的にタクシーを使っておりその方々は電話での予約や前日予約のわずらわしさが受け入れられないようでタクシーが便利といわれます。フロンティアバスの利用登録は466人です。昨年の災害復旧した箇所の見回りについては大雨が降った時にはエリアにわけて見ており業者も自主的に監視に来ているところもあるようです。

教育課です。文化ホール・図書館は平成26年度より指定管理者になっており、その費用 対効果を言われる所ですが平成25年度の文化施設費としては平成26年度と比較すると546万 円の増加ですが、教育課全体として職員数を19人から16人に削減したことで1905万円の削減 となっています。農村公園については地元の要望で作りましたが近年高齢化により管理が出 来ない状況があり、町として維持管理していかないとならないので、今後地元住民の方と協 議しながら、利用が見込めないものについては普通財産に戻し売却するなり、貸し付けする など今後考えていかないとならないとありました。

環境水道課です。ごみに対しての可燃は100 t 近く減少してこれまで生ごみで出していた新聞誌がかなり分別ごみに回っているようです。トータルで資源ごみが6 t 増えておりリサイクルの意識が高まったと考えられます。宮崎エコクリーンへの貸付金747万9000円の見通しは今年の4月に職員が2名変わったり地盤沈下に関しての請負業者が鑑定に回したりしてなかなか進まないのが現状です。川南都農衛生組合の建て替えに備えて基金を積んでいったらどうか、の意見については今後大規模な修理を計画しており今後人口の削減もふまえ2基を交互に運転し使用するとありました。

総括、平成26年度は機構改革により課の統合がはかられトロントロンバスや駅の委託、 商工会や観光協会などは機構改革で所管する課が変わり決定したものでありますが一年経過 していく中で担当課としても不具合はないのか、他の課での対応が住民の立場に立ったらいいのではないか、との意見もありその事業での不具合が来ないようにするために各課同志でのコミュニケーションがとれているのかとの意見がありました。また予算によっては各課にまたがるものについては組織的に難しいと思うが本当に活動するところが予算を持つべきではないか職員の事務量で振り分けるのではなく仕事によって職員を振り分けるなどの意見もあがりました。以上、報告を終わります。

〇議長(川上 昇君) 次に、特別会計等・水道事業会計決算審査特別委員長の報告を求めます。

〇特別会計等・水道事業会計決算審査特別委員長(内藤 逸子君) 特別委員会に付託されました案件についてその審査経過と結果について御報告申し上げます。本委員会に付託されました案件は、認定第2号平成26年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第3号平成26年度川南町水道事業会計決算認定につきましては、全員賛成で原案の とおり可決すべきものと決定しました。

審査の日程は、9月10日、第5会議室において、議長、安藤監査委員を除く5名の委員 出席のもとに、執行当局に関係課長、各担当職員の出席を求め、本案に対する詳細説明を求 め、慎重審議審査を行いました。以下議案ごとに報告致します。

まず、認定第2号の中の川南町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてです。歳入総額28億6760万7416円、歳出総額27億2671万647円、差し引き1億4089万6769円の黒字となっており、また基金積立金9289万6000円を積み、基金の総額は3億円となっております。全体的な収納率は72.3%で、不能の理由については財産調査等を行いながら財産がない場合は、執行停止を行いながら収納率の向上に努めていきたいとの説明でした。また、能力に応じた負担制度の見直しや資産割等の改正も検討する余地があるとの答弁もありました。国民健康保険事業は、加入者の所得水準低下や高齢化に伴う医療費の増加といった構造的な問題により、全国的に国保の財政運営は厳しいものが続いていることから平成30年には国保の都道府県の広域化がすすめられていること、特定健診率向上をめざして取り組んでいるとの説明がなされました。質疑では、高額医療費をおさえるためには検診率を上げること、健康への意識を高めるためにどう取り組むのか。特定健診のできる病院を広げることによって受診率を引上げられるのではないか。また、予備費や基金を使って保険料の引下げはできないかとの問いに対して、政策的な話になるので担当課では難しいとの答弁でした。

次に漁業集落排水事業特別会計については、歳入総額2565万8565円、支出総額は2448万8583円です。116万9982円の黒字です。滞納残は1件2か月分のみである。通浜地区は人口減少傾向にある。漁港周辺の水環境保全に大切な役割を果たしている漁業集落排水事業は円滑に運営されていることを確認いたしました。

次に営農飲雑用水事業特別会計については、歳入総額1168万7195円、歳出総額1062万634

円です。106万6561円の黒字です。加入76戸の農村生活の安全・安心な飲用水の供給がなされていることを確認いたしました。

次に下水道事業特別会計については、歳入総額1億1323万7950円、歳出総額1億793万7414円です。530万536円の黒字です。加入世帯数955世帯、加入人口2326人、加入率は66.8%です。合併浄化槽設置家庭との兼ね合いもあるが、目標を70%としています。平成26年度は想定外の集中豪雨の修理、事務所の取水工事があったとの説明です。加入促進を進めてもらいたいとの意見がありました。

次に介護認定調査会特別会計については、歳入総額481万8714円となり、前年度と比較して4.6%の増、歳出総額440万1934円となり、前年度と比較して3.5%の増との説明があり、 高齢化に伴い、要介護認定者数は前年度と比較して17人増え836人で、予算執行率は91.4%です。41万6780円の黒字です。

国の方針で、厳しい査定になっているのかとの質問に、調査員に「厳しくしなさいとの 指導はしていない」との説明です。

次に介護保険特別会計については、歳入総額14億4828万2722円で、前年度比5.4%の増、支出総額は14億2385万2315円となり、前年度と比較して7%の増、主な要因は、居宅介護サービス給付費の増によるものです。一般会計からと基金繰入れで乗り切っているとのことです。特別養護施設への待機は何人位かの問いに、80人ぐらいとのことです。不能欠損が396件あるが、介護保険料の時効は2年であり、未納によって介護保険を利用する際に自己負担が多くなるため、支払いの呼びかけを行っているとのことでした。また、年金額が年間18万円以上であれば年金天引きによる特別徴収が採用されるとの説明でした。

給食サービスが減っているのは何かの問いに、係の職員が産休に入ったことによること。 長年の給食利用者が施設に入所されるなどで数が減ったことによるとの説明です。

次に後期高齢者医療特別会計については、歳入総額は1億5635万6774円、歳出総額は1億5504万8865円、差し引き130万7909円の黒字となっています。その主なものは、後期高齢者広域連合納付金です。質疑を打ち切りまして、認定第2号平成26年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について、国民健康保険事業特別会計、介護認定審査会特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計について反対との意志表明があり、慎重審議審査の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

認定第3号平成26年度川南町水道事業会計決算認定については、収益的収入決算額は、3億7756万9509円、収益的支出決算額は2億9985万6350円、当年度純利益は、税抜き5834万6720円の黒字です。平成26年度末で給水戸数は、6,337戸、給水人口は15,719人で前年度に比べ給水戸数は3戸の減、給水人口は220人の減になっています。年間配水にかかる有収率は79.2%となって昨年度比2.6%減っています。平成26年度は、安全な水の安定供給を行うため、老朽管更新事業、浄配水設備更新事業を中心に取り組み、石綿管の取替え状況についての質問があり、1年間に2キロを実施し残りは10キロとなっているとの説明を受けました。

この工事を行うことで漏水が減るかの問いには、確実に減るとは断定できないが、今後も漏水調査を行いながら有収率の向上に努めていきたいと説明がありました。慎重審議審査の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、報告終わります。

○議長(川上 昇君) 以上で委員長報告を終わります。これから、委員長報告に対する 質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員(児玉 助壽君) 認定1号の平成26年度川南町一般会計歳入歳出決算認定に関して2点ほど伺いますが。この農地課関係でありますが、平成26年度まで1,288基設置、給水栓を開栓してるのが、565基となっていることは開栓率44%でありますが。この事業に対しては国、県、町が全額補助しているわけですが、受益者負担はゼロとなっているわけですが、土地改良区の運営補助もこの閉栓者関係に補助するわけですが。この開栓率44%となるとですね、この費用対効果が問わるる問題であっとやがよ、これらについてはなんらこら、一言もこの文言が入っとらんとやがよ。こらどんな審査をしたとですか。もう一点、この教育課の問題でありますが、この農村公園のなんが出とる訳ですが、この細農村公園で地方自治法244条、同248条に違反してですね、目的外使用し、無償で貸付けたりして監査委員も不適切ななんをしとっとやが、この会計処理においてですね不適切と監査委員が認めた案件があるわけですが、これらについてなんらひとつもふれとらんと言うことはよ、不適切な会計処理やらこの目的外使用したこのこつもこら、適正と認めた決算報告ですか。

〇一般会計決算審査特別委員長(徳弘 美津子君) まず、えーと、畑かん関係の給水栓の ことですが、えーとまあ審査の中では設置数と実際の開栓している数を聞きまして、特にそ の審査の中でこれに対する今後の取組みであるとか、そのどういう風に給水栓、費用負担の 問題も考えて、っていうあの意見が出ませんでした。これはこれからの課題でしょうが、私 個人的に言えば、今後給水栓が農家の人たちがなるべく使ってもらうように努力は職員とも ども土地改良区の方たちが頑張って行かなければならないと思っておりますが、委員会の中 では、特に給水栓の設置とその関した意見は残念ながら出ておりませんので、申し訳ありま せん。教育課については、実際決算審査の中の、結局私が求める資料の中で、その文言と言 うか、その金額があがってくるわけではないので調査の対象にはなりませんが、議案質疑の 中で児玉議員の方が、質疑の方でありましたので全く手を付けないのはどうなのか、ってち ょっと私たちも知らないといけないのかなって思いまして、このことについては調査をいた しまして実際あの出納閉鎖のからみとその年度内で処理はできているという、まあ書類をい ただきまして、科目変更で収入の変更であるという履歴を見させていただいて、調定をして 1回入る、また科目変更してまたそこに差し替えて、あの調定額を上げるけども、最終的に はそれは取るべきではないということで返金をしているのが確認できたのが、決算年度の中 でありますのでその中で処理ができているという認識の中でおります。

○議員(児玉 助壽君) この尾鈴畑かんの問題はですね、半端な金額ではねえとですね。 川南町が負担しとっとは。20億か30億になっとかと思うけんど。その中でですよ、委員長。 44%の開栓率のもんに対してそういう指摘をせんのはよ、委員会として恥ずべきことではないですか、ね委員長。あんた削除したけんどよ。総括のとこで全員協議会でこういう風に説明しとるが、国営尾鈴土地改良事業負担金においては、限られた財源の中で毎年基金積み立てを行いながら26年度でその支払いを行うことで起債を行わず、健全な運営を行っている。今後畑かんを利用した農業所得向上に農協の協力を仰ぎながら、農家所得を引き上げるように、これまで以上に職員の皆様の取組みを期待します。と言うけんどんよ、どこにこの健全な、何を根拠に健全な運営ち言うとですか。44%の。何億使って44%の開栓率で健全な運営と言うとですか。根拠を示してください、根拠を。

〔「議長、徳弘 美津子」と言う声あり〕

まだ。時間が無くなるが。この教育課の問題もよ、出納閉鎖の何とかかんとか言いよったけどよ。指摘されるような問題起こしとって、そしてこの目的外使用、農村公園条例、それと自治法244条、238条それに違反しとってですよ、あの収入項目が無い中でよ、どうしてその一回取った使用料とか諸収入とか言ったけんどんよ、明確な収入項目が無いのによね、何故その一回徴収した使用料を返還できるか、またもう一つ、その使用料免除するにおいてはよ、ね、地方自治法238条でよ、条例を設置して、条件等を付して条例を設置しなければできないとあっとですよ。その条例を設置せんで、出納閉鎖中に返還したちゅうようなことを言いよったわい。それが、正しいあの会計処理ですか?

〇一般会計決算審査特別委員長(徳弘 美津子君) どこから、まずまあ教育課の収入のこ とですが、私たちの調査の範疇の中では、まず出納簿の中の整理簿の中で、どのような会計、 まず最初調定をしたのかという確認をその中できちんと、土地建物貸付収入としてあるもの が、調定額で上がって収入としてあがっているということの確認。その後あの科目が違う、 ということの中が、あの行われたようでありますので、そこの確認として雑入の中で調定を 入れて、またそれを収入として、歳入項目錯誤のためということで収入に一回あがり同年度 の9月29日に還付をしているという確認をするぐらいで、後の考え方などあろうかと思いま すが、うちの委員会としては、そこの確認作業をして出納閉鎖後まできちんと処理が終わっ ているという確認だけで終わりましたので、まあ、不本意かもしれませんが私の審査は、そ こまでのことで、あの今後の課題にまたなろうかと思います。後は、畑かんについての部分、 私が削除した部分についてこれを私が答えるというのも。私が言いたかったのは国営尾鈴土 地改良事業負担金についての6億3000万ですか、6億円の支払いについてのやり方ですね、 まず毎年基金を積立てを6千万ずつしながら、積み上がったものをその支払う時期において 支払ったと。そのことについて、新たな起債をせずに利子をかけなかったということが、健 全なあの、健全な運営と言うことでありまして、畑かん事業について健全とかいう、申して いるわけではございません。以上でございます。

〔「条例制定せんでを答えてない、」と言う声あり〕

えーと、あの実際はそういうことまでの審査ができておりませんので、これしかこたえら

れませんので申し訳ございません。

○議員(児玉 助壽君) 委員長ねえ、あの職員が説明したとをよ、書いて数字を羅列するだけがよ、審査じゃねえちゃがね。費用対効果、して法律に違反しとるかしとらんか。そいうとを審査すっとがよ、委員会の審査でしょ?私やったら、こんなんわよ、畑かんの問題やったらよ、ね、費用効果面で、ものすげ問題があるかいよ、もちっと、努力して費用対効果を上げるくらいの言葉を入れんなよ、審査のうちには入らんですよ。で、この教育課のことでんよ、具体的な再発防止策やなんをよ、この中に入れんかったらよ、審査をしたうちは入らんですよ、委員長。

○一般会計決算審査特別委員長(德弘 美津子君) 今後の議会における決算認定のやり方っていうものについて、今後はやっぱり考えていかないといけない部分はありましょうし、普段の数字の動きについては、まあ、監査委員もいることですし、出納見ながらするっていうのも、逆に言えば決算審査の中で、出納簿を一年間分を並べてするっていうのかって話になろうかと思います。で、児玉議員が言われるように、どこかにポイントを絞った部分見るんではなく、それをすることは全ての項目において全部調査をしていくという捉え方になると思います。そのために監査委員っていうものが、議会からも出ておりますし、代表監査もおりますので、いろんなことの考える中で一つのことを見ていくのもあろうかと思いますが、私の決算審査の中では、できる限りのことはやり、先ほども言いますように教育課についてのは、出納閉めるまでの5月までの動きの範囲しか、条例の云々、話になっておりません。以上です。

[「あんた監査委員が審査しとるとを決算審査するっちゃかいよ、あんた何いいよっとね。監査委員が審査したやつを審査するとやかいよ」と言う声あり〕

はい、今後の私たちの議会としての決算認定のやり方っていうのをまた勉強して行かなければならないと思っております。いろいろあろうかと思いますが、これ以上のものは私の委員会では出ておりませんので申し訳ありません。

〇議長(川上 昇君) ほかに質疑はありませんか。これで質疑を終わります。念のため申し上げます。討論・採決は、各案件ごとに行います。

認定第1号、平成26年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〇議員(児玉 助壽君) 平成 26 年度川南町歳入歳出決算について反対の立場に立って討論いたします。その理由について、国営土地改良事業費中土地改良法第 91 条に反すると思われる、県営事業費負担金が含まれていることや地方自治法第 232 条の 2 に反する違法な支出金、尾鈴土地改良区運営費補助金が含まれていること、また、住民の福祉の増進をする目的をもってその利用に供するために、地方自治法第 244 条の規定により、川南町農村公園条例を定め設置された細農村公園のその目的に逸脱、法 23 条に反し、国有林立木の反出土場として使用させた上に使用料を免除し、不適切な会計処理を行う等、限りある公有財産の不

適切な運用が先の6月議会、今議会、また、関係報告書においても確認されています。従って、原案に反対し不認定とするものであり、皆様の賛同を求めて討論を終わります。

○議長(川上 昇君) ほかに討論はありませんか。

○議員(内藤 逸子君) 認定第1号平成26年度川南町一般会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。平成26年度川南町一般会計決算状況は、歳入86億2961万6944円、歳出84億2975万2040円、差引1億9986万4904円を翌年度に繰り越している。繰越金は、翌年度へ事業を繰り越すものの財源に充当すべき966万円(繰越明許費繰越金)が含まれているので、これを差し引いた実質収支1億9020万4904円の黒字決算です。

反対する第1点は、行財政集中改革プランによる民営化の推進です。町民生活の中心的課題である町立保育所(十文字・東・野田原・山本・記念館)民間でできることは民間で、官から民へと言う構造改革路線を背景に「安上がり保育」をめざすために具体化されたものである以上、子どもと地域の未来を守る立場と相いれないことは明らかであり、認めるわけにはまいりません。「民営化」の方向が打ち出されて以降、保育所を民間が経営するのは当たりまえとなっていますが、町長はいつも子どもは宝といわれます。安心して子育てできる環境を守ってほしいのです。老人ホーム、学校給食調理業務など自治体の使命としての運営責任を果たすべき事業を民営化してきたことです。すでに実施している学校給食の調理業務については、直営にもどすことを求めて来ましたが、現在は5年ごと長期契約となっています。

さらに、水道料金、下水道料金にも消費税が上乗せられ、町民の負担増です。また、文化 ホール・図書館が指定管理者となり、町の手から離れました。川南町内に住む定住化をすす めていますが、町外の業者に委ねていて移住者は増えるのでしょうか。第2点は、学校給食 業務に係る予算削減についてです。学校給食調理業務委託料は2947万8400円です。委託開始 前の18年度は、1億円を超える予算でした。単純に、川南町政の前進と評価して良いでのし ょうか。まず、問題点の一つには、経験を積み継承し、子供に責任を負う調理の人材を失い、 その職員が得ていた収入と購買力を失わせたことです。二つには、企業委託費2947万8400円 ですが、その労働条件については、給与待遇は業務委託のときに川南町の臨時職員の賃金単 価と同等かそれを下回らないようお願いしたとのことですが、学校給食センターで働く労働 者は入れ替わりが激しいのは待遇が悪いのではありませんか。派遣にしろ、請負にしろ、間 接労働によって企業は三割から四割の利益を得ると言われ、本町の場合でも労働者の雇い主 がいかに搾取をしているかを示しています。社会問題化しているワーキングプアを自治体が 推進役を担っている姿だと思います。今、間接雇用や年収200万円以下の働く貧困層、ワー キングプアの解決が社会問題となっています。学校給食は児童・生徒の心身の健全な発達、 国民の食生活の改善に寄与することを目的にした事業です。調理業務はその要であり、栄養 士や調理師が食に対する理念や方針の下に経験をつみ、技能を継承し、豊かで安心な給食を 提供する事業です。従って、この事業は行政が責任をもって行うべき事業です。

三つには、偽装請負を続けて良いかということです。川南町と委託先の労働者の間に指 揮命令がある場合、労働者派遣事業と判断され、請負とは見なされません。安全でおいしい 給食を届けるために町職員、栄養士、調理員が連携し日常の指導や協議は、欠かせないのが 業務の特徴であり、必要なことです。しかし、「おいしくて、安心・安全な給食を提供しよ うと個々具体的なことを発注者から現場で指示すればするほど調理業務の委託が、実は偽装 請負」という、まさにこの関係が偽装請負に当たるのです。偽装請負を回避しようと思えば 丸々業者にすべて任せてしまうか。あるいは調理業務の民間委託をやめて直接安全に責任を 持つかどちらかしかないのです。労働法制上でも働く意欲の面でも直接雇用にして処遇の改 善を図るべきではないでしょうか。委託先の会社名は替わったけれど、働いているのは同じ 人なので安心だともいわれます。委託料はたしかに安くなっています。その分賃金が下げら れて処遇は悪くなっているのではないでしょうか。さらに、今日の「食」や学校給食をめぐ る問題は、その質自体が従前にもまして、社会的・複合的な構造をなすものとなっています。 2009年4月から「学校給食法」が、「栄養改善」から食の大切さ・栄養バランスなどを学ぶ 「食育」と衛生基準の強化に改定され、給食は食教育の「生きた教材」「教科書」と位置づ けられています。そうであれば、学校教育活動や食教育の総合的一体性の観点からみて、学 校活動全体に参加できない営利企業(給食会社)に調理を委託することは、学校管理運営の 計画・実施・評価・予算化を分断し、不適切であることは明白です。多くの保護者は、献立 表にかかれてある給食内容しか知ることはありません。教育としての学校給食を財政の効率 化として民間委託することは間違っています。教育としての学校給食の実現を求めまして、 26年度一般会計決算の認定について反対討論と致します。

○議長(川上 昇君) これで討論を終ります。これから認定第1号について、採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。起立多数であります。従って、認定第1号、平成26年度川南町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第2号、平成26年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。

〇議員(内藤 逸子君) 認定第2号、平成26年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定に対し、反対の立場で討論を行います。国民健康保険事業特別会計収支残高は、1億4089万7000円の黒字です。国保加入者が後期高齢者医療への移行による被保険者数が減少傾向にあります。延滞繰越は年々増加してきています。国民健康保険法は、「社会保障及び国民保健の向上」を目的とし、国民に医療を保障する制度です。その制度が、国民の生活苦に追い討ちをかけ、人権や命を脅かすことなどあってはなりません。川南町では、法律で定めた限度額一杯の国保税を徴収しています。国保税の税額の算出方法は、世帯割、人数割、資産割、所得割で構成されています。資産割は資産(土地・家屋)を持つもの、世帯割と人数割は国保の

資格を有すること、所得割については所得が一定以上ある者(一定額以下の場合軽減制度あ り)に課税される。つまり収入が全くなくても税額が生じることも負担が重くなる仕組みに なっています。川南町でも資産割をなくすことはできないのか再検討するよう今回も提案し ます。固定資産税を払っていますので国保税で資産割りを払うことは二重課税ではないでし ょうか。宮崎県内でも資産割を高鍋町・門川町・宮崎市が行っていません。また、後期高齢 者医療制度の導入によって後期高齢者支援金の徴収がおこなわれるようになり、その金額も 応能、応益割合によって定められています。その額は基礎課税額と同じく、政令で定める金 額を超えることができない、とされています。さらに介護保険納付金の課税額についても、 同様の定めがあります。国民健康保険は、財政の困難、保険料が高くて払えない、滞納者の 増加と収納率の悪化という悪循環に陥っていますが、その中で、厚労省は滞納処分の強化で これを乗り切ろうとしています。医療保険における最後のセーフティ・ネットと言われる国 民健康保険が格差と貧困の拡大する中で、疲弊する国民をその制度から締め出しつつあるこ とは大問題です。いま後期高齢者医療制度の見直し議論の中で、国保の広域化が論議されて います。後期高齢者医療制度は七五歳以上の高齢者を対象に都道府県連合会が運営をしてい ますが、国保もこれと同じように広域運営にしていこうというわけです。現在全国の自治体 の内、国保が赤字の自治体は約45%、黒字は55%と言われています。国保の広域化というこ とは、国保の困難さをみんなでかぶることになります。国保財政が困難になった原因を、高 齢者が増えたことに転化する論調が幅を利かせています。高齢者と若い世代をことさらに対 立させます。今の国保の状態は、憲法25条の「最低限度の生活を営む権利」に反します。 死亡者を生み出すような制度は13条「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」に違反 します。憲法の理念を国民に普及する課題としても、国保は重要です。川南町は国保の税率 を据え置いていますし、税徴収に関して税務課では工夫して収納率アップに取り組まれてい ることは評価できると考えます。努力も見られますが、国保財政悪化と国保税の高騰を招い ている元凶は国の予算削減にあります。低所得者が多く加入し、国保税に事業主負担もない 国保は、適切な国庫負担なしにはなりたたない制度です。宮崎県の市町村国保への独自支出 金は、2000年度には1億1600万円から毎年減らし続け、2009年度からはゼロになっています。 県からの補助を働きかけていただきたい。黒字決算で残っている分を、高くて払えない国保 税引き下げ財源に引き当ててもらいたい。国保税を安くしていただきたい。払える国保税に してほしいというのはぜいたくなのでしょうか。全国の自治体の中で、国の指示に従ってい たら収めたくても収められないという世帯も出てくると判断した自治体では一般会計から繰 入れも行い微調整をはかっておられる状況です。町長の判断を求めて反対いたします。反対 討論を終わります。

○議長(川上 昇君) ほかに討論はありませんか。これで討論を終ります。これから認 定第2号について、採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告 のとおり、即ち原案のとおり認定することに、賛成の方は起立願います。起立多数でありま す。従って、認定第2号、平成26年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定については、委員 長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第3号、平成26年度川南町水道事業会計決算認定について討論を行います。 討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終ります。これから認定第3号について、採決します。 お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり認定することに、ご異議あ りませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。従って、認定第3号平成26年度川南町水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第20請願第2号、TPP交渉に関する請願についてを議題とします。本請願は、文 教産業常任委員会に付託されておりましたので、文教産業常任委員長の報告を求めます。

- **○文教産業常任委員長(内藤 逸子君)** 請願について報告いたします。TPP交渉に関する請願については全員賛成で可決であります。報告終わります。
- ○議長(川上 昇君) 以上で、委員長報告を終ります。ただ今の委員長報告は、採択であります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」という声あり]

質疑なしと認めます。ほかに質疑はありませんか。これで質疑を終ります。

請願第2号、TPP交渉に関する請願について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。これから請願第2号について、採決します。この採決は、起立によって行います。この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。全員が起立であります。従って、請願第2号、TPP交渉に関する請願については、委員長報告のとおり採択されました。

日程第21、請願第3号米価暴落対策の意見書を求める請願についてを議題とします。

本請願は文教産業常任委員会に付託されておりましたので、文教産業常任委員長の報告を求めます。

- **○文教産業常任委員長(内藤 逸子君)** 御報告します。米価暴落対策の意見書を求める請願については、全員賛成で可決されました。報告します。
- **〇議長(川上 昇君)** 以上で、委員長報告を終ります。ただ今の委員長報告は、採択であります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。ほかに質疑はありませんか。これで質疑を終ります。

請願第3号、米価暴落対策の意見書を求める請願について討論を行います。討論はありま

せんか。討論なしと認めます。これで討論を終ります。これから請願第3号について、採決します。この採決は、起立によって行います。この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

全員が起立であります。従って、請願第3号、米価暴落対策の意見書を求める請願については、委員長報告のとおり採択されました。

日程第22、請願第4号川内原発再稼働について公開住民説明会を求める請願書を議題と します。本請願につきましては、文教産業常任委員会委員長から議長に対して、継続審査の 申し出が届いております。

お諮りします。請願第4号川内原発再稼働について公開住民説明会を求める請願書につきましては、審査・調査不十分のため、委員長からの申し出のとおり、閉会中における継続調査に付することにご意義ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。従って、委員長からの申し出のとおり、閉会中における継続審査・ 調査に付することに決定しました。

ここで、日程についてお諮りします。ただいま、内藤逸子議員ほか一名から発議第3号TPP交渉に関する意見書について及び発議第4号米価暴落対策の意見書についてが提出されました。

これを日程に追加し、順序を変更して追加日程として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。従って、発議第3号、発議4号を日程に追加し、順序を変更して議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

追加日程第1、発議第3号TPP交渉に関する意見書についてを議題とします。

朗読は省略します。提出者からの趣旨説明を求めます。

〇議員(内藤 逸子君) 発議第3号TPP交渉に関する意見書について、その趣旨説明を 行います。なお、お手元に配布しております意見書を朗読して趣旨説明といたします。

TPP交渉に関する意見書(案)7月28日からハワイで開催されたTPP閣僚会合は、大枠合意に至らずに閉幕しました。日米両政府は、TPP全体の妥結を担っており、今後の交渉の行方は不透明です。一方で日米2国間協議は大きく進展し、米国産米・豪州産米合わせての8万トンの「特別輸入枠」の設定をはじめ、牛肉の関税を15年掛けて38.5%から9%まで引き下げ、豚肉の関税1キロあたり最大482円から10年後に50円前後まで引き下げ、麦の事実上の関税のマークアップを45%削減、米国、オーストラリア、ニュージーランドにバター・脱脂粉乳の輸入枠を設定、甘味資源作物の輸入拡大につながる措置を検討など農産品重要5品目すべてで、日本側の譲歩が報道されています。川南町の基幹産業である農業にと

って大きな影響を受け、まさに死活問題です。いずれも米や牛・豚肉などを重要品目として「除外又は再協議」を求めた国会決議に違反していることは明白であり、重大な譲歩提案を公表し、ただちに撤回すべきです。一方で、米国議会に出されたTPA法案は、従来のTPA法案と違って、交渉が妥結しても事実上議会が修正を求める権限が盛り込まれており、仮に交渉が合意しても再譲歩がせまられる可能性があります。さらに交渉参加国にとって受け入れがたい「為替条項」も含まれています。国会決議から逸脱した重要品目の大幅譲歩が明らかになった以上、TPP交渉からの撤退を決断するしかありません。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成27年9月17日宮崎県川南町 議会、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 山崎正昭殿。

以上、提案致しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(川上 昇君) 以上で、趣旨説明を終わります。これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」という声あり]

質疑なしと認めます。ほかに質疑はありませんか。これで質疑を終ります。

これから発議第3号、TPP交渉に関する意見書について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終ります。これから発議第3号について採決します。 この採決は、起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は、 起立願います。

全員が起立であります。従って、発議第3号、TPP交渉に関する意見書については、 原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま可決されました意見書の取り扱いについては、議長一任願いたいと思いますが、これにご意義ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、意見書の取り扱いについては、議長一任することに決定 しました。

追加日程第2、発議第4号米価暴落対策の意見書についてを議題とします。朗読は省略 します。

提出者からの趣旨説明を求めます。

〇議員(内藤 逸子君) 発議第4号米価暴落対策の意見書についてその趣旨説明を行います。なお、お手元に配布しております意見書を朗読して趣旨説明と致します。

米価暴落対策を求める意見書(案)5月まで下がり続けた26年産米の相対価格は、6月度は若干上がったものの、農家手取りは8,000円代の水準で、労賃はもとより、物財費さえ確保できない価格です。その原因は6月末の民間在庫が230万トンと昨年よりも10万トンも多

いなど、過剰基調にあることは明らかです。そして、2015年産の早場米のJA概算金は昨年 より300円から1,200円の値上げにとどまっています。こんな価格ではどんな経営努力を講じ ても経営は維持できず、そのしわ寄せが、大規模経営や集落営農組織等の担い手層の経営を 直撃し、規模拡大どころか借地の返却と離農が同時に進むことになりかねません。しかも、 政府が米直接支払交付金を半減し、「米価変動補てん交付金」を廃止したために、稲作農家 に二重、三重に経営困難をもたらしています。そして、重大なのは現状のまま推移すれば、 昨秋の二の舞になりかねない状況にあることです。政府は、多くの農家や関係者の米価対策 を求める世論に押されて融資やコスト削減への助成などを打ち出しましたが、需給について は「市場任せ」を公言し、米価暴落の抜本対策を打ち出さずにいます。さらに政府の2018年 産米からの生産調整廃止方針により、需給と価格をいっそう不安定なものになろうとしてい ます。こうした状況の中で、国内では主食用米から40万トンもエサ米に転換し、需給の安定 に努力しています。にもかかわらず、TPP交渉において、米国産米・豪州産米の特別輸入 枠が合意されているとの報道もあり、事実とすれば米価暴落による将来不安を抱える国内生 産者を愚弄するものと言わざるを得ません。いまこそ、米の需給対策を放棄する方針を撤回 し、政府が需給と価格の安定に責任をもつ米政策を確立することが、強く求められています。 いまこそ、政府が過剰米の市場隔離を官民あげて実施し、米穀の需給調整に直ちに乗り出し、 需給と価格の安定に責任をもつ米政策を確立するとともに、米直接支払交付金の半減措置と 米価変動補てん交付金の廃止を撤回し、農家の経営安定対策を図ること、また、2018年産米 からの生産調整廃止方針の撤回、TPP交渉の日米協議における米国産米の輸入特別枠の合 意をただちに撤回することを強く求めます。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を 提出する。平成27年9月17日、宮崎県川南町議会。衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 山崎正昭殿。

以上、提案致しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(川上 昇君) 以上で、趣旨説明を終わります。これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」という声あり]

質疑なしと認めます。ほかに質疑はありませんか。これで質疑を終ります。 これから発議第4号、米価暴落対策の意見書について討論を行います。 討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから発議第4号について、採決します。この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

全員が起立であります。従って、発議第4号米価暴落対策の意見書については、原案の とおり可決されました。 お諮りします。ただいま可決されました意見書の取り扱いについては、議長一任願いた いと思いますが、これにご意義ありませんか。

[「なし」という声あり]

異議なしと認めます。従って、意見書の取り扱いについては、議長一任することに決定 しました。

日程第23、議員派遣の件についてを議題とします。本件につきましては、川南町議会会議規則第127条の規定により、手元に配布しました議員派遣のとおり決定をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。従って、お手元に配布いたしました議員派遣のとおり、決定をいたしました。

日程第24、閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件を議題とします。本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。

従って、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。 日程第25、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで、平成27年第6回川南町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後2時16分閉会